

令和 8 年 5 月 26 日（火）、草津市立市民総合交流センター（キラリエ草津）において令和 8 年度定時総会を開催しました。

当日の会員数は 85 名で出席会員数（委任状によるものを含む）は 69 名でした。

令和 8 年度定時総会の議長には、滋賀フジクリーン㈱の長谷川伸夫氏が選出され、議事が行われました。「第 1 号議案 令和 7 年度事業報告について」「第 2 号議案 令和 7 年度収支決算について」は原案のとおり承認され、「報告事項 1 令和 8 年度事業計画について（公益社団法人滋賀県生活環境事業協会設立 50 周年ビジョンを含む）」「報告事項 2 令和 8 年度収支予算について」はいずれも報告のとおり了承されました。次に「第 3 号議案 特別会員の承認について」において、石居一樹氏、西川隆氏が特別会員として承認され、「第 4 号議案 役員の補充選任について」において 3 名の方が理事として選任されました。

新たに選任された理事は次のとおり。（敬称略）

理事 石居 一樹 （滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課）

理事 西川 隆 （前 滋賀県土木交通部流域政策局河港管理室）

理事 門坂 章次 （甲賀市下水道部下水道課）

（外部）

公益社団法人滋賀県生活環境事業協会設立 50 周年ビジョンについては次項以降のとおり。

公益社団法人滋賀県生活環境事業協会 設立 50 周年ビジョン

公益社団法人滋賀県生活環境事業協会は、浄化槽の適正な製造・施工・維持管理及び法定検査を通じて、滋賀県の生活排水対策を支えてきた。令和 8 年度に設立 50 周年という大きな節目を迎えるにあたり、これを過去の総括にとどめず、次の時代への出発点と位置づける。本ビジョンは、協会が目指す将来像とその実現に向けた方向性を明らかにするものである。

1 浄化槽を取り巻く現状と課題

- 滋賀県の汚水処理人口普及率は、令和 6 年度末現在で 99.3%であり、全国で 2 番目に高い普及水準となっている。この内訳は、下水道が 93.4%、農業集落排水施設が 3.6%、浄化槽が 2.3%である。

「滋賀県汚水処理施設整備構想 2026」では、人口減少を考慮した将来人口の設定が行われ、長期計画の目標年次である令和 27 年度において汚水処理人口普及率を 100%、内訳は下水道 98.8%、農業集落排水施設 0.6%、浄化槽 0.6%とされている。全国的には人口減少を踏まえ、地域の実情に応じた集合処理から個別処理への転換が進められつつある中で、本県において残されている未処理地域は人口散在地域が中心となり、安価で早期発現が可能な浄化槽での面的整備への見直しが期待される場所である。

- 県内には令和 6 年度末で 27,314 基の浄化槽が設置されている。このうち合併処理浄化槽（合併浄化槽）は 18,186 基（66.6%）であり、平成 13 年 4 月に施行された浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）により新設できなくなった単独処理浄化槽（単独浄化槽）が 9,128 基（33.4%）存在している。

単独浄化槽の合併浄化槽への転換と浄化槽の管理の向上について法的措置が講じられた浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第 40 号）に基づき早急な合併浄化槽などへの転換が求められている。

- 浄化槽が、本来の処理性能を発揮し、汚水の適正な処理を図るためには、浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われている必要がある。このため浄化槽法では、浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならないこととされるとともに、浄化槽の設置後に行う検査（7 条検査）及び毎年一回行う定期検査（11 条検査）を受検しなければならないこととされている。令和 6 年度における実施率は、保守点検が 76.3%、清掃が 68.0%、11 条検査（受検率）が 58.2%となっている。適正な維持管理のためこれらの実施率、受検率を一層高めていく必要がある。

2 目指す姿

浄化槽が正しく理解され、浄化槽の適正な製造、施工、維持管理が行われ、琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全と生活環境及び公衆衛生の向上において不可欠な専門団体として持続可能な汚水処理体制を支える中核的役割を担う。

3 テーマと目標年次・目標（ベンチマーク）

(1) テーマ

清らかさを感じる水に — 汚水処理100%を目指して —

(2) 目標年次

長期目標 令和17年度(2035年度)

中間目標 令和12年度(2030年度)

(3) ベンチマーク

項目	令和6年度末	令和12年度末	令和17年度
① 汚水処理人口普及率	99.3%	99.6%	100%
② 保守点検実施率	76.3%	88.2%	100%
③ 清掃実施率	68.0%	84.0%	100%
④ 法定検査(11条)受検率	58.2%	79.1%	100%

4 ビジョン実現に向けた政策展開

～汚水処理政策の転換と浄化槽法定検査の位置づけ～

我が国の汚水処理行政は、高度経済成長期以降、生活環境の改善および公共用水域の水質保全を目的として、下水道整備を中心に普及が進められてきた。その結果、全国的に汚水処理人口普及率は大きく向上し、多くの地域において面的整備は一定の到達段階を迎えている。

一方、人口減少・少子高齢化の進行、集落の低密度化、インフラ更新費用の増大、技術者不足など、社会経済条件は整備拡大型の時代から維持管理重視の時代へと大きく変化している。このような状況の中、汚水処理政策においては、従来下水道中心の整備手法のみならず、地域特性や将来人口を踏まえた効率的・持続可能な処理方式の選択が求められている。

近年、国においては、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽を地域条件に応じて組み合わせる「ベストミックス」の考え方が重視されている。特に浄化槽は、管路を必要としない分散型処理施設として、人口減少地域や低密度居住地域において高い柔軟性と経済性を有し、災害時の早期復旧性の観点からも再評価が進んでいる。

このような分散型処理の活用が進む中で、重要となるのが施設の維持管理水準の確保である。下水道が行政主体による集中管理型インフラであるのに対し、浄化槽は個々の管理者による維持管理を前提とする制度であり、適正な機能維持を社会的に担保する仕組みが不可欠となる。

浄化槽法に基づく法定検査は、こうした分散型汚水処理システムの適正な運用を確認し、水質保全を担保する唯一の公的検証制度であり、法定検査を含む浄化槽の適正な維持管理は、ベストミックス型汚水処理政策を支える基盤的制度として位置づけられる。

滋賀県においては、令和6年度末時点で汚水処理人口普及率99.3%と全国でも極めて高い水準に到達しており、流域下水道を中心とした整備が県域全体に展開されている。一方で、浄化槽は

普及率 2.3%と少数ながらも地域で機能しており、将来的には汚水処理施設整備構想において、人口普及率 100%、内訳は下水道 98.8%、農業集落排水 0.6%、浄化槽 0.6%という姿が描かれている。

すなわち、浄化槽は量的には縮小過程にあるものの、汚水処理体系の最終段階において不可欠なインフラであり、浄化槽の維持管理水準の確保は、個別施設だけの問題ではなく、汚水処理政策全体の持続可能性を左右する構造的課題である。

【政策課題】

- 1 汚水処理人口 100%に向けて
 - ・早期の汚水処理人口普及率 100%を目指した汚水処理施設整備計画の策定
 - ・安価で早期発現と災害時の早期復旧が可能な浄化槽機能を生かし、浄化槽処理促進区域の指定を活用した整備の推進
- 2 浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃及び法定検査）の推進
 - ・浄化槽台帳の整備と未管理浄化槽等管理者に対する助言、指導の徹底
 - ・浄化槽台帳の更なる充実に資するため維持管理、検査情報のデジタル化の推進
 - ・浄化槽の維持管理助成の拡充
- 3 単独浄化槽から合併浄化槽への転換
 - ・自治体が所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換
 - ・特定既存単独処理浄化槽に対する措置の徹底
- 4 公的施設における浄化槽の整備促進
 - ・公的施設（避難所）における単独浄化槽の災害時利用を想定した合併浄化槽への転換

【情報基盤】

- 1 浄化槽台帳整備・DX
- 2 維持管理情報の一元化

【主体連携】

県、市町、事業者（保守点検・清掃、工事、製造）、指定検査機関との間で協働体制構築

【重点施策】

- 1 効率化検査拡充
 - ・県受検率に比べ著しく低い受検率である市町における効率化検査の重点的導入（維持管理未実施の浄化槽を最重点槽とする）
- 2 類型別重点支援
 - ・浄化槽設置基数推移から市町を類型化し、類型別対応を図る。
- 3 業者協働強化
 - ・効率化検査未導入業者への働きかけ
 - ・10人槽以下保守点検主体業者の協力促進
- 4 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の徹底

【要望】

- 公共調達における価格転嫁及び持続可能な事業運営を確保するための制度的・財政的支援
- ・公共調達における浄化槽関係業務に対する労務費等の物価高騰を踏まえた適切な価格転嫁の実施
- ・浄化槽の設置基数の減少及び人件費、エネルギーコスト等の上昇に伴う厳しい事業財務運営に対する制度的・財政的な支援

【課題】

担い手不足（人材・事業基盤の課題）

浄化槽関係者の高齢化、後継者不足、また小規模・零細事業者が多い。技術・IT活用の遅れ、業務の属人化（職人化）。

ビジョン(目標)達成に向けた政策フレーム

【キーメッセージ】

全国的な潮流として、今後の汚水処理政策は、下水道か浄化槽かという二者択一ではなく、地域特性に応じたベストミックスへ移行している。

その中で**浄化槽の法定検査を含む維持管理は、適正な製造・施工の下、分散型汚水処理の信頼性を担保する基盤制度**である。

【政策課題】

- ・汚水処理人口100%に向けて
- ・浄化槽の適正な製造・施工・維持管理
- ・単独浄化槽から合併浄化槽への転換
- ・公的施設における浄化槽の整備促進

【地域条件】

- ・市町設置基数の偏在
- ・浄化槽増減の類型差
- ・下水道整備の進展

【情報基盤】

- ・浄化槽台帳整備・DX
- ・維持管理情報の一元化

【成果】

- ・実施率向上
- ・行政効率化
- ・事業持続性確保
- ・水環境保全
- ・生活環境保全

【主体連携】

- ・県×市町×事業者×検査機関
(現場連携型運用)

【要望】

- ・公共調達における価格転嫁
- ・持続可能な事業運営への支援

【重点施策】

- ・効率化検査拡充
- ・類型別重点支援
- ・業者協働強化
- ・特定既存単独処理浄化槽対応

【課題】

- ・担い手不足
(人材・事業基盤の課題)